

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	生活排水課	整理番号	2-22
処分の種類	補償金の原因者に対する負担命令			
根拠法令条例等・条項	下水道法第38条第6項			
処分の概要	下水道管理者が、監督権限の行使に伴う損失を補償した場合、その原因が管理上の理由以外の理由であるときは、原因者に補償金を負担させることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	* 審査基準未設定 過去に申請実績がない又は稀であるため。			
基準の制定根拠	—			